



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

2

2019

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 北海道函館市西旭岡町 3-44-6

TEL0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。

お風邪など召しませぬようお気を付けてください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

改正情報

2019 税制改正大綱 個人所得課税編

●2019年税制改正「消費税対策」が重点に

平成2019年の税制改正大綱では、10月に実施予定の消費税率10%引上げに伴う、駆け込み需要・反動減対策（車両・住宅）に重点が置かれ、単年度ベースで1,670億円規模の減税措置がされると公表されました。

個人所得課税（金融・証券税制以外のもの）については、次の項目が改正されます。

●住宅ローン控除の拡充

過去の消費税増税時に住宅の駆け込み需要とその後の販売減を経験していることから、住宅ローン控除が拡充されました。2019年10月から2020年末に入居する住宅（消費税10%適用）については、控除期間が現行の10年から13年に延長されます。11年目からは計算方法が変わることに注意しましょう。

1～10年目：住宅ローン年末残高×1%（最大40万円）

11～13年目：次のいずれか少ない金額

① 住宅ローン年末残高×1%

② 取得価額（最大4000万円）×2%÷3

●空き家の譲渡の特別控除

適用期限が4年延長され、老人ホーム等に入所したことにより空き家になった場合においても、一定の要件を満たすものについては、適用の対象となりました。また、所有者不明土地を収用した場合の5,000万円特別控除制度が創設されました。

●ひとり親（未婚）の非課税（住民税・減税）

自公で議論となっていたのが、婚姻歴のないシングルマザー等の「寡婦（夫）控除」の取扱い。結論は、翌年に持ち越しとなりましたが、次の要件を満たす「ひとり親」の住民税が非課税とされました（未婚男性の「ひとり親」にも適用されます。）

- ・児童扶養手当の支給を受けていること
- ・前年の合計所得金額が135万円以下